

第12回講義 参考資料

参考判例

- 1) 最判昭和 29・1・14 民集 8 卷 1 号 16 頁（造作買取請求の場合の留置権）
- 2) 最判昭 29・7・22 民集 8 卷 7 号 1425 頁（造作買取請求の場合の同時履行の抗弁権）
- 3) 最判昭 46・11・25 民集 25 卷 8 号 1343 頁（いわゆる立退料の申出額と認容額）
- 4) 最大判昭 41・4・27 民集 20 卷 4 号 870 頁（息子名義で登記した建物のある借地権の対抗力）
- 5) 最判平 6・10・25 民集 48 卷 7 号 1303 頁（正当事由といわゆる立退料の関係）
- 6) 最判平 15・10・21 民集 57 卷 9 号 1213 頁（サブリース契約における賃料減額請求の可否）
- 7) 最判平 23・7・15（更新料特約の有効性：判決文及び判決への批判を含めて、私のホームページ（<http://www.matsuoka.law.kyoto-u.ac.jp/research/RenewalCharge.html>）を参照

共通的到達目標モデル案（修正案）

第2節 借地借家法

- ◆借地借家法の適用範囲について、説明することができる。
- ◆存続期間に関する借地借家法の規律の概要について、条文を参照しながら、説明することができる。
- ◆更新に関する借地借家法の規律（定期借地権・定期建物賃貸借を含む）の概要について、条文を参照しながら、説明することができる。
- ◆対抗力に関する借地借家法の規律の趣旨および概要について、説明することができる。